

# 船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年5月3日 14時00分ごろ～16時20分ごろの間）
発生場所	岩手県久慈市小袖漁港北北西方沖 小袖港北防波堤灯台から真方位333°650m付近 （概位 北緯40°10.5′ 東経141°50.7′）
事故の概要	漁船第二十五長喜丸は、わかめ養殖用ロープの引揚げ準備作業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十五長喜丸、1.4トン IT3-54957（漁船登録番号）、久慈市漁業協同組合 7.37m(Lr)×2.15m×0.86m、FRP ガソリン機関（船外機）、80kW（動力漁船登録票による）、平成26年3月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年4月21日 免許証交付日 平成30年7月24日 （令和6年5月29日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3 海象：波高 約0.5m、水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、わかめ養殖用ロープを引き揚げて小袖漁港内で天日干しする旨を家族に伝え、令和元年5月3日14時00分ごろ同漁港を出港した。 船長の家族は、16時ごろになっても船長が帰らないことを心配し、自宅からわかめ及びほたて養殖施設（以下「本件施設」という。）内に停泊する本船を双眼鏡で確認したところ、人影が見当たらず

ず、更に船長の携帯電話に電話を掛けたが呼出音が鳴らなかった。

本件施設は、縦約900m、横約800mの一種区画漁業権漁場内に長さ約150mのわかめ及びほたて養殖用ロープが27台（沖に向けて9列3段）設置されており、船長の所有する同ロープは本件施設の北西側から数えて4～6列目の9台であった。

僚船の船長（以下「僚船船長」という。）は、船長の家族から本船の様子を見に行くよう頼まれ、16時15分ごろ漁師仲間1人と共に小袖漁港を出港し、16時20分ごろ本件施設に到着した。

僚船船長は、本船が、4列目陸岸寄りのわかめ養殖用ロープ（以下「本件桁」という。）に、船首を北東方に向け、係留索1本が右舷船尾のたつから伸びて本件桁の南西端付近に係止され、船外機がチルトダウンされた状態で停止し、本件桁と平行に係留されているのを認めた。

（図1 参照）

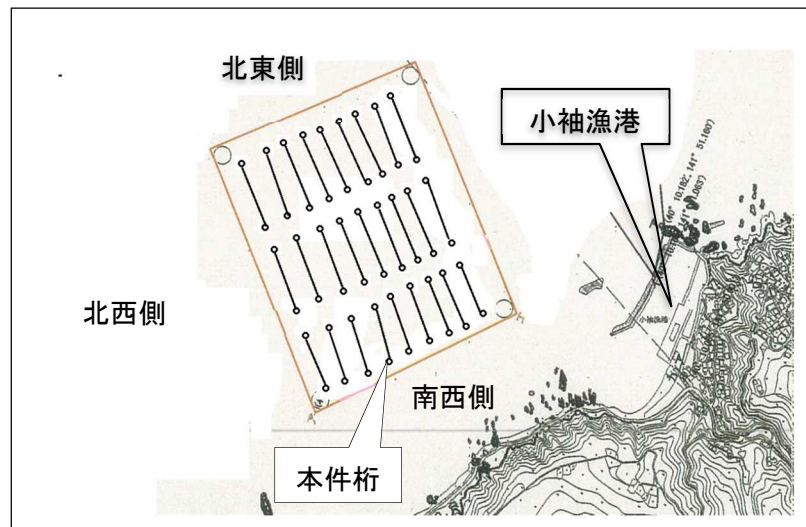


図1 本件施設図

漁師仲間は、本船に横付けした僚船から本船に移乗して船長を捜したが、救命胴衣1個が残されているのみで、船長が見当たらなかった。

僚船船長は、本船に向けて航行していた際、本件施設内に青色の物体が海面に浮いているのを認めていたので、本船の船首方30m付近に見える同物体に接近したところ、うつ伏せ状態で浮かんでいる船長であることが分かり、16時40分ごろ漁師仲間と協力して船長を僚船の船上に引き揚げた。

僚船は、僚船船長が小袖漁港に向かいながら携帯電話で119番に連絡して救急車の要請を行い、漁師仲間が船長に人工呼吸を施しながら小袖漁港に向かった。

船長は、救急車で病院に搬送されたが、溺死と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）

その他の事項

船長は、発見された際、カップの上下、靴下を着用し、防水ではな

	<p>い携帯電話を身に付けていたが、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>僚船船長は、本事故発生の数日後、本事故発生場所付近を航行した際、本件桁と錨綱との結び目の片方が解けていたので、船長が本件桁と錨綱との結び目を解こうとして誤って落水したのではないかと思っ</p> <p>た。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、14時00分ごろ小袖漁港を出港した後、16時20分ごろ無人の状態の本件桁に係留されているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと推定される。</p> <p>本船は、船長が家族に本件桁を引き揚げる旨を話していたこと、本船が本件桁に係留されていたこと、及び本件桁と錨綱との結び目の片方が解けていたことから、本件桁の引揚げ準備作業中であったものと推定される。</p> <p>船長は、本件桁の引揚げ準備作業中、落水して溺死したものと推定されるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、本件桁の引揚げ準備作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗船中、救命胴衣の常時着用を徹底すること。</li> <li>・防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

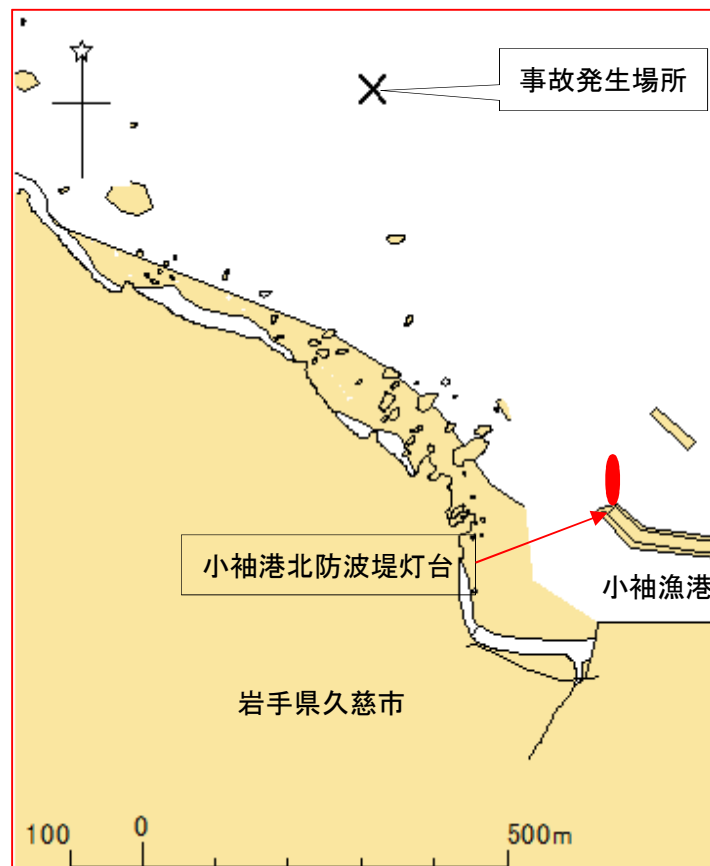
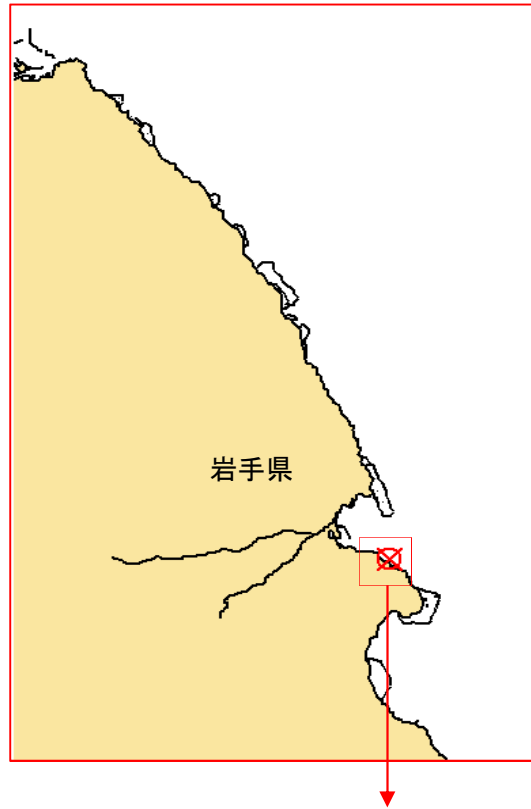


写真1 本船

